

埼玉県道路交通法施行細則（関係部分抜粋）

（軽車両の乗車又は積載の制限等）

第8条 法第57条第2項の規定により軽車両の乗車人員又は積載物の重量若しくは大きさの制限を次のように定める。

(1) 乗車人員 次に掲げる制限を超えて車両を運転してはならない。

ア 2輪又は3輪の自転車 運転者1人。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定める人数とする。

(ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者を幼児用座席に乗車させている場合又は4歳未満の者をひも等で確実に背負っている場合 2人

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児二人同乗自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させている場合又はその幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者をひも等で確実に背負っている場合 3人

(ウ) タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合 2人

(エ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じ乗車させている場合 乗車装置に相当する人数

イ 2輪又は3輪の自転車以外の軽車両 運転者を除き2人を超えない乗車装置に応じた人員。ただし、牛馬車でその乗車装置に応じた人員を乗車させている場合はこの限りでない。